

「広告等に関する指針」改訂方針

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
Ⅲ．債 券 1. 新発債における広告等 (1) 必要表示項目 新発債又は国内において募集又は売出し（いわゆるプライマリー、期間を定めて行うものに限る）が行われる債券の広告等を行う場合には、金商法第 13 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。 ① 法令等記載事項 なお、法令等記載事項（第 1 部法令規則等の概要 ※2「広告等における表示事項」参照）のうち、指標変動による損失に関する記載には ・ 価格変動リスクに関する文言 ・ 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。 また、金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言についても記載する。 ② 目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成する場合に限る） ③ 「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る） ④ その他購入に際し、制限がある場合は、その旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 銘柄名（回号） ② 利率（個人向け国債等の場合、固定金利又は変動金利である旨、利率の決定方法、税引後利率を併記）	Ⅲ．債 券（総 論） (新設) (新設)

③ <u>償還日</u> ④ <u>発行価格</u> ⑤ <u>利払日</u> ⑥ <u>期間</u> ⑦ <u>申込単位</u> ⑧ <u>利回り（税引き後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。））</u> ⑨ <u>担保の有無</u> ⑩ <u>換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き、換金の制限がある場合には、その旨等）</u> ⑪ <u>償還差益の税制についての表示</u> ⑫ <u>期中償還に関する表示</u> ⑬ <u>経過利子に関する表示</u> ⑭ <u>税制に関する事項</u> ⑮ <u>カントリーリスク（外国債券の場合）</u> ⑯ <u>円建て又は外貨建てである旨（外国債券の場合）</u> ⑰ <u>本券が外国の保管機関で保管されている旨（外国債券の場合）</u> ⑱ <u>外国証券取引口座に関する表示（外国債券の場合）</u> ⑲ <u>建て通貨の表示（外国債券の場合）</u>	
(3) <u>具体的な留意事項</u> ① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。 なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示すること等が考えられる。 ② 債券の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 販売用資料として当該債券の発行会社が証券取引所又は証券業協会の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、〇年〇月〇日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「発行会社の将来（株価等を含む。）を保証するものではない。」旨についても併せて表示すること。 ③ 格付及び自社又は第三者による評価又は分析 <u>販売用資料に登録信用格付業者（金商法第 66 条の 27 に規定する内閣総理大臣への登録を行っている者）が付与した格付を記載する場合は、格付及び登録番号（登録信用格付業者名を併記）を表示する。</u> なお、登録信用格付業者以外の信用格付業を行う者が付与した信用格付を表示する場合は、当該	（ 新設 ） （ 5. より移動 ） （ 6. より移動 ） （ 7. より移動 ）

信用格付を付与した者が上記登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他内閣府令で定める事項を告げることなく提供して、勧誘を行った場合は金商法違反となることに留意する必要がある。【金商法第 38 条第 3 号】 また、募集又は売出しにおいて、<u>格付以外</u>の自社又は第三者による当該債券の評価、分析は表示しないこと。 ④ 債券の名称等に関する表示 当該債券の名称を表示する。なお、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に当該債券の愛称（ニックネーム）が記載されている場合には、当該債券の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。 ⑤ 利回りに関する表示 利回りを表示する場合には、当該債券の発行条件等を表示することにより、利回りの計算根拠（外貨建債券の円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠の前提となる為替レートを含む。）を明示することに留意する。 利回り表示を省略する場合には、利率を過度に強調するなどにより投資家に誤解を与えないように留意する。 （ 削る ） ⑥ 割引債に係る税制 割引債については、当初徴収された源泉所得税は還付されない旨を表示することが望ましい。 （ ④に移動 ） （ ①に移動 ） （ ②に移動 ）	（ 4. より移動 ） 1. 利回りに関する表示 利回りを表示する場合には、当該債券の発行条件等を表示することにより、利回りの計算根拠（外貨建債券の円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠の前提となる為替レートを含む。）を明示する。 利回り表示を省略する場合には、利率を過度に強調するなどにより投資家に誤解を与えないように留意する。 2. 投資元本割れのおそれがある旨の表示 <u>「当該債券の価格は、金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。また、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。」旨の文言を必ず表示する。</u> 3. 割引債に係る税制 割引債については、当初徴収された源泉所得税は還付されない旨を表示することが望ましい。 4. 債券の名称等に関する表示 当該債券の名称を表示する。なお、有価証券届出書（有価証券届出書がない場合には発行体が提示する発行に関する案内書）に当該債券の愛称（ニックネーム）が記載されている場合には、当該債券の名称に併せて当該愛称（ニックネーム）を表示することもできる。 5. 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示することもできる。 6. 債券の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合
---	--

(③に移動) ⑦ 不適切な表示例 イ.「元本保証」という文言は、表示しない。 ロ.「安全確実」、「元本は安全」等は、債券の安全性について誤解を与える恐れがあることから、表示しない。(個人向け国債を除く。<u>ただし、個人向け国債で「安全確実」という表示を行う場合でも、他の表示に比べて著しく大きなフォントを用いたり、「！」などの強調は行わない。</u>) ハ.公正、客観的な根拠がなく、「最高利回り」、「ナンバーワン利回り」、「その差歴然！高利回りそのもの」等の最大級・絶対的な表示は用いない。 ⑧ 景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）差し支えない。 (3.へ移動) (削る) (削る)	販売用資料として当該債券の発行会社が証券取引所又は証券業協会の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、〇年〇月〇日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「発行会社の将来（株価等を含む。）を保証するものではない。」旨についても併せて表示する。 7. 自社又は第三者による評価又は分析 募集又は、売出しにおいて、自社又は第三者による当該債券の評価、分析は表示しないこと。 (格付機関が付与した格付を除く。) 8. 不適切な表示例 (1) 「元本保証」という文言は、表示しない。 (2) 「安全確実」、「元本は安全」等は、債券の安全性について誤解を与える恐れがあることから、表示しない。(個人向け国債を除く。) (3) 公正、客観的な根拠がなく、「最高利回り」、「ナンバーワン利回り」、「その差歴然！高利回りそのもの」等の最大級・絶対的な表示は用いない。 9. 景品類の提供についての表示 景品類の提供の広告等（懸賞広告を含む。）を併記することは、（転換社債型新株予約権付社債券を除く。）差し支えない。 10. 債券と預貯金等の利回り比較の考え方 (1) 基本的な考え方 債券（金利以外の要因で利率や償還条件が決定される債券（新株予約権付社債、株価指数連動債、E B 等）及びディープディスカウント債を除く。）の個別銘柄と預貯金、貸付信託、金銭信託（以下「預貯金等」という。）の利回り比較については、公正取引委員会「比較広告に関する景品表示法上の考え方」に沿って行うものとする。 (2) 全般的な留意事項 債券の個別銘柄と預貯金等の利回りの比較を行う場合には、本指針に定める当該債券の必要表示事項を欠く表示、又は、利回りや利率のみを恣意的に取り出し比較し、当該債券の有利性のみを過度に強調する表示は行わない。 <u>特に「投資元本割れのおそれがある旨」の表示については極端に小さい文字で読めないといったことがないように表示する。</u> (3) 具体的な留意事項
--	--

(4. へ移動)

2. 既発債における広告等

50 名以上の者に対して既発債の個別銘柄の勧誘を行った場合、一部の例外を除き売出しとなる。したがって、次に掲げる場合を除き、原則として既発債に関する広告等は作成しないこととする。

(1) 国内において募集又は売出しが行われた既発債の場合

表示事項は「1. 新発債における広告等」の必要表示事項、表示することが望ましい事項、具体的な留意事項のうち、目論見書に関する記載項目を除いて同様の事項を表示する。

なお、自社の販売条件を表示する場合には、〇月〇日現在の自社の条件である旨を表示する。ま

- ① 広告等の作成時点において、当該債券の償還期限（残存期間）と同一の期限の預貯金等を比較し、当該預貯金等の期限を表示する。ただし、同一の期限の預貯金等がない場合には、合理的であると考えられる期限の預貯金等と比較する。
- ② 当該債券の建通貨と同一の通貨の預貯金等を比較する。
- ③ 当該債券の最低購入価額（又は額面）及び、比較する預貯金等に最低預入金額等が存在する場合には当該最低預入金額等を表示する。
- ④ 預貯金等の利回りは、各金融機関により異なることから、比較の対象とする預貯金等は各社の基準に従い合理的に選出した利回りを使用し、当該基準を表示する。
また、「金融機関の預貯金等の利回りは、各金融機関により異なる。」旨を併せて表示する。
- ⑤ 預貯金等の利回りの計算根拠（〇．〇％の年複利）を併記する。
（例） 期日指定定期預金（年複利）、ワイド（半年複利）、ビック（半年複利）、定額預金（半年複利）等
- ⑥ 保護預かり管理料を徴収する場合には、その旨及び保護預かり管理料の金額を表示する。
- ⑦ 貸付信託の配当率については、予想配当率である旨を表示する。
- ⑧ 金銭信託の配当率については、予定配当率である旨を表示する。

1.1. 個別銘柄の広告等

債券の個別銘柄の広告等に係る留意事項は、「IV. 債券（商品別）」のとおりである。

なお、私募債や仕組債等については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 私募債については、「IV. 債券（商品別）」の「表示することが望ましい事項」の内容を参考にし、各社において対応するものとする。
- (2) 仕組債については、「IV. 債券（商品別）」の内容とは別に、その仕組について、表示する等各社において対応するものとする。
- (3) 国内で募集・売出しの行われない外国債券については、「国内において募集又は売出しが行われた既発債」の内容を参考にし、各社において対応するものとする。

また、上記以外「IV. 債券（商品別）」に記載されていない商品については、「IV. 債券（商品別）」の内容を参考にし、各社において対応するものとする。

(新設)

<u>た参考価格（時価）を表示する場合には、〇月〇日現在の自社における価格であること、及び当該価格での約定を約束するものではないことを表示する。</u> <u>(2) 外国証券売出しの場合</u> <u>金商法第 4 条第 4 号に規定する外国証券売出しを行う場合には、「特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」に規定する外国証券情報の提供又は公表が義務付けられている。外国証券情報は広告等には該当しないが、外国証券情報以外の広告等を作成する場合には、表示内容が外国証券情報に比して虚偽のものや投資者に誤解を与えるものとならないように留意した上で、「1. 新発債における広告等」の必要表示事項、表示することが望ましい事項、具体的な留意事項を踏まえて表示する。</u> <u>なお、自社の販売条件を表示する場合には、〇月〇日現在の自社の条件である旨を表示する。また参考価格（時価）を表示する場合には、〇月〇日現在の自社における価格であること、及び当該価格での約定を約束するものではないことを表示する。</u> <u>(3) 時価情報等を提供する場合</u> <u>債券の保有者等の求めに応じて、時価（仲値、offer－bid 等）やそれに基づく利回り等を表示した資料を提供する行為は広告等には該当しない。一方、ホームページ等で取り扱い銘柄一覧として同等の情報を表示した場合は、売付け勧誘（売出し）に該当する場合があるので、上記(1)(2)以外の銘柄について表示する場合は、売買を誘引する記載が無いこと等に十分に注意が必要となる。</u> 3. 債券と預貯金等の利回り比較の考え方 (1) 基本的な考え方 債券（金利以外の要因で利率や償還条件が決定される債券（新株予約権付社債、株価指数連動債、E B、<u>その他の仕組債</u>等）及びディープディスカウント債を除く。）の個別銘柄と預貯金、貸付信託、金銭信託（以下「<u>預貯金等</u>」という。）の利回り比較については、公正取引委員会「比較広告に関する景品表示法上の考え方」に沿って行うものとする。 (2) 全般的な留意事項 債券の個別銘柄と預貯金等の利回りの比較を行う場合には、本指針に定める当該債券の必要表示事項を欠く表示、又は、利回りや利率のみを恣意的に取り出し比較し、当該債券の有利性のみを過度に強調する表示は行わない。 (3) 具体的な留意事項 ① 広告等の作成時点において、当該債券の償還期限（残存期間）と同一の期限の預貯金等を比較し、当該預貯金等の期限を表示する。ただし、同一の期限の預貯金等がない場合には、合理的であると考えられる期限の預貯金等と比較する。 ② 当該債券の建通貨と同一の通貨の預貯金等を比較する。	(10. より移動)
--	-------------------

- ③ 当該債券の最低購入価額（又は額面）及び、比較する預貯金等に最低預入金額等が存在する場合には当該最低預入金額等を表示する。
- ④ 預貯金等の利回りは、各金融機関により異なることから、比較の対象とする預貯金等は各社の基準に従い合理的に選出した利回りを使用し、当該基準を表示する。
また、「金融機関の預貯金等の利回りは、各金融機関により異なる。」旨を併せて表示する。
- ⑤ 預貯金等の利回りの計算根拠（〇．〇％の年複利）を併記する。
- ⑥ 既発債と預貯金の比較を行う場合には、仲値ではなく想定される購入価格（offer）によって計算された数値及び計算根拠（価格、年複利である旨等）を表示する。また、当該価格での購入を約束するものではない旨を併せて表示する。
- ⑦ 当該債券の利回りは償還まで保有した場合のものであり、償還前に売却する場合は時価での売却となるため、利回りが保証されるものではないことを表示する。
- ⑧ 保護預かり管理料を徴収する場合には、その旨及び保護預かり管理料の金額を表示する。
- ⑨ 貸付信託の配当率については、予想配当率である旨を表示する。
- ⑩ 金銭信託の配当率については、予定配当率である旨を表示する。
- （ 削る ）

4. 個別銘柄の広告等

債券全般にかかる表示事項及び留意事項に加え、債券の個別銘柄の広告等は以下の事項に留意して表示する。

(1) 利付国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債

- ① 国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債の商品性について誤解を与える表示は行わない。
- ② 官公庁作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。
- ③ 官公庁が作成した広告等については、必要表示項目が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示事項」を表示しているものとみなす。
- ※ 国債に関する広告等においては、金商法の必要表示事項のうち、信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。（地方債、政府保証債及び財投機関債は表示が必要。）

IV. 債 券（商品別）

1. 利付国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債

(1) 必要表示事項

イ. 新発債（公募地方債、政府保証債及び財投機関債）

- ① 銘柄
- ② 利率
- ③ 償還日
- ④ 発行価格
- ⑤ 投資元本割れのおそれがある旨

ロ. 新発債（中期国債、長期国債及び超長期国債）

- ① 銘柄
- ② 利率
- ③ 償還日
- ④ 投資元本割れのおそれがある旨

ハ. 既発債

- ① 銘柄（回号）
- ② 利率

(2) 個人向け国債（新発債） ① 中途換金の制限（5 年固定金利の場合は、「2 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 4 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、10 年変動金利及び 3 年固定金利の場合は、「1 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 2 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」）について必ず表示する。 ② 財務省作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ③ 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 ※ 個人向け国債に関する広告等においては、<u>金商法の必要表示事項のうち、信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。</u>	③ 償還日 ④ 既発債である旨の表示 ⑤ 投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤ 販売価格 ⑥ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑦ 償還差益の税制についての表示 ⑧ 経過利子に関する事項 ⑨ 財投機関債について政府保証が付されていない場合は、その旨 ⑩ 自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 (3) 留意事項 ① 国債、公募地方債、政府保証債及び財投機関債の商品性について誤解を与える表示は行わない。 ② 官公庁作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ③ 官公庁が作成した広告等については、必要表示項目が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 2. 個人向け国債（新発債） (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 固定金利又は変動金利である旨 ③ 利率の決定方法（半年毎に決定される旨）（変動金利の場合） ④ 利率（変動金利の場合は、初回利率）（税引後利率を併記） ⑤ 償還日 ⑥ 発行価格 ⑦ 中途換金の制限（固定金利の場合は、「2 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 4 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」、変動金利の場合は、「1 年間は中途換金（国への譲渡）できない旨及び中途換金に際し直近 2 回分の利子相当額を支払う必要がある旨」） (2) 表示することが望ましい事項
---	--

(3) 変動利付国債（前記「2. 個人向け国債」を除く。） ① 次の事項を必ず表示する。 ・ 変動金利である旨 ・ 利率の決定方法 ・ 初回利率（税引後利率を併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ② 財務省作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ③ 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 ※ <u>変動利付国債に関する広告等においては、金商法の必要表示事項のうち、信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。</u>	① <u>利払日</u> ② <u>期間</u> ③ <u>申込単位</u> ④ <u>中途換金の申込み手続きに関する事項</u> ⑤ <u>中途換金に際し投資元本割れをする可能性がある旨</u> ⑥ <u>経過利子に関する事項</u> (3) <u>留意事項</u> ① 財務省作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ② 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 ※上記①及び②については、3. 変動利付国債及び4. 物価連動国債において同じ。 3. 変動利付国債（前記「2. 個人向け国債」を除く。） <u>イ. 新発債</u> (1) <u>必要表示事項</u> ① <u>銘柄</u> ② <u>変動金利である旨</u> ③ <u>利率の決定方法</u> ④ <u>初回利率（税引後利率を併記（法人向けの広告等の場合を除く。））</u> ⑤ <u>償還日</u> ⑥ <u>発行価格</u> ⑦ <u>投資元本割れのおそれがある旨</u> (2) <u>表示することが望ましい事項</u> ① <u>利払日</u> ② <u>期間</u> ③ <u>申込単位</u> ④ <u>換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等）</u> ⑤ <u>償還差益の税制についての表示</u> ⑥ <u>経過利子に関する事項</u>
--	--

(4) 物価連動国債 ① 次の事項を必ず表示する。 - 元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 - 利金額の決定方法 ② 財務省作成の店頭等に掲示することを目的としたポスターについては、当該ポスターに上記「必要表示事項」が表示されているホームページのアドレス等が表示されていれば、「必要表示事項」を表示しているものとみなす。 ③ 財務省が作成した広告等については、「必要表示事項」が表示されたものを併せて交付すれば、上記「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 ※ <u>物価連動国債に関する広告等においては、金商法の必要表示事項のうち、信用リスクに関する事項の表示を行う必要はない。</u>	ロ. 既発債 (1) <u>必要表示事項</u> ① <u>銘柄</u> ② <u>変動金利である旨</u> ③ <u>利率の決定方法</u> ④ <u>直近利払日の利率（税引後利率を併記（法人向けの広告等の場合を除く。））</u> ⑤ <u>償還日</u> ⑥ <u>既発債である旨の表示</u> ⑦ <u>投資元本割れのおそれがある旨</u> (2) <u>表示することが望ましい事項</u> ① <u>利払日</u> ② <u>期間</u> ③ <u>申込単位</u> ④ <u>販売価格</u> ⑤ <u>換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等）</u> ⑥ <u>償還差益の税制についての表示</u> ⑦ <u>経過利子に関する事項</u> 4. 物価連動国債 イ. 新発債 (1) <u>必要表示項目</u> ① <u>銘柄</u> ② <u>利率</u> ③ <u>元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨</u> ④ <u>利金額の決定方法</u> ⑤ <u>償還日</u> ⑥ <u>発行価格</u> ⑦ <u>途中売却及び償還時において投資元本割れのおそれがある旨</u> ⑧ <u>購入できる投資者に制限がある旨</u> (2) <u>表示が望ましい事項</u> ① <u>利払日</u> ② <u>期間</u> ③ <u>申込単位</u> ロ. 既発債
---	--

(5) 普通社債 ① 普通社債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ② 担保の有無について表示する<u>ことが望ましい。</u> ③ 変動利付社債の場合は (3) ①の事項を必ず表示する。	(1)必要表示項目 ① 銘柄 ② 利率 ③ 元本と利金受取り額が消費者物価指数に連動する旨 ④ 利金額の決定方法 ⑤ 償還日 ⑥ 既発債である旨の表示 ⑦ 途中売却及び償還時において投資元本割れのおそれがある旨 ⑧ 購入できる投資者に制限がある旨 (2) 表示が望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 販売価格 5. 普通社債 イ. 新発債 (1) 必要表示事項 当該債券の広告等を行う場合には、証取法第 1 3 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。(以下、「必要表示事項」において同じ。) ① 銘柄 (回号) ② 目論見書を提供する場所 ③ 「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④ 投資元本割れのおそれがある旨 ※ (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利率 ⑤ 利回り (税引後利回りを併記 (法人向けの広告等の場合を除く。)) ⑥ 発行価格 ⑦ 格付 (格付機関名も明記) (目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合) (注) 目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上
--	--

	<u>の格付を表示すること。</u> ⑧ <u>償還日</u> ⑨ <u>担保の有無</u> ⑩ <u>換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等）</u> ⑪ <u>償還差益の税制についての表示</u> ⑫ <u>期中償還に関する表示</u> ⑬ <u>経過利子に関する事項</u> (3) <u>留意事項</u> 普通社債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 (4) <u>具体的事例の紹介</u> <u>例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告等は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。</u> <u>ただし、①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。</u> <u>また、「広告等に関する指針（平成 16 年 4 月）」における「Ⅱ．墓石広告」（P. 44 参照）に基づき行う広告等についても、誤りなく表示されていれば、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。（ただし、「必要表示事項」は、上記(1)とする。）</u> <u>（以下、「6．転換社債型新株予約権付社債」～「9．外国債券」において同じ。）</u> ① <u>上記(1)における「必要表示事項」</u> ② <u>上記①以外に追加表示として考えられる例</u> i <u>上記(2)における「表示することが望ましい事項」</u> ii <u>募集期間</u> iii <u>受渡日</u> iv <u>資金使途</u> v <u>当該債券の愛称（ニックネーム）</u> ロ．既発債 (1) <u>必要表示事項</u> ① <u>銘柄（回号）</u> ② <u>利率</u> ③ <u>償還日</u> ④ <u>既発債である旨の表示</u> ⑤ <u>投資元本割れのおそれがある旨</u> <u>(注) 変動利付社債の場合は、②に代えて前記 3．ロ(1)②～④に準じて記載のこと</u>
--	--

(6) 転換社債型新株予約権付社債 ① 転換社債型新株予約権付社債の商品性格について誤解を与える表示は行わない。 ② 担保の有無について表示することが望ましい。 ③ マス媒体を使用して個別銘柄を推奨するような広告等は行わない。 ④ 「注目銘柄」等として紹介し、広告等を行う場合には、株式の「注目銘柄」等に関する表示（Ⅱ．株式 2．(2)③イ、ハ、及びニ参照）に準じ、特定の銘柄に偏らないように留意する。 ⑤ 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 ※ユーロ円建て転換社債型新株予約権付社債（ユーロ円 CB）は平成 25 年 4 月 1 日以降、公募又は売出し以外の方法をもって多数の者に勧誘を行うことはできなくなるため、販売用資料を作成する場合は必要に応じ当該事項を表示するなどして、投資者への注意を促すことが望ましい。	(2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤ 販売価格 ⑥ 格付（格付機関名も明記） (注) 目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。 ⑦ 担保の有無 ⑧ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨ 償還差益の税制についての表示 ⑩ 期中償還に関する表示 ⑪ 経過利子に関する事項 ⑫ 自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 (3) 留意事項 普通社債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 6. 転換社債型新株予約権付社債 イ. 新発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄（回号） ② 目論見書を提供する場所 ③ 「申込みに応じたっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④ 投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利率 ⑤ 転換価額 ⑥ 利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑦ 発行価格 ⑧ 格付（格付機関名も明記） (注) 目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書
---	---

	<u>記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。</u> ⑨ <u>償還日</u> ⑩ <u>償還の条件に特約事項が付されている場合は、その内容</u> ⑪ <u>担保の有無</u> ⑫ <u>換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等）</u> ⑬ <u>償還差益の税制についての表示</u> ⑭ <u>期中償還に関する表示</u> ⑮ <u>行使請求期間</u> ⑯ <u>経過利子に関する事項</u> (3) <u>留意事項</u> 転換社債型新株予約権付社債の商品性格について誤解を与える表示は行わない。 ロ. 既発債 (1) <u>必要表示事項</u> ① <u>銘柄（回号）</u> ② <u>利率</u> ③ <u>転換価額</u> ④ <u>償還日</u> ⑤ <u>償還の条件に特約事項が付されている場合は、その内容</u> ⑥ <u>既発債である旨の表示</u> ⑦ <u>投資元本割れのおそれがある旨</u> (2) <u>表示することが望ましい事項</u> ① <u>利払日</u> ② <u>期間</u> ③ <u>申込単位</u> ④ <u>販売価格</u> ⑤ <u>利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。））</u> ⑥ <u>格付（格付機関名も明記）</u> <u>（注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。</u> ⑦ <u>担保の有無</u> ⑧ <u>換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等）</u> ⑨ <u>償還差益の税制についての表示</u> ⑩ <u>期中償還に関する表示</u>
--	--

(7) 円建外債（サムライ債） ① 円建てである旨を表示（払込、利息、償還とも円建ての場合）する。 ※払込、利息、償還のいずれかが外貨となる場合は次の（8）を参照のこと。 ② 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※発行者が国等であっても、「安全」「確実」等の表示は行わない。（←記載するか要検討）	⑪ 行使請求期間 ⑫ 経過利子に関する事項 ⑬ 自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 (3) 留意事項 ① 商品性格に関する表示 転換社債型新株予約権付社債の商品性格について誤解を与える表示は行わない。 ② マス媒体を使用した広告等 マス媒体を使用して個別銘柄を推奨するような広告等は行わない。 ③ 「注目銘柄」等に関する表示 「注目銘柄」等として紹介し、広告等を行う場合には、株式の「注目銘柄」等に関する表示（Ⅱ．株式 2．(2)③イ、ハ、ニ及びホ参照）に準じ、特定の銘柄に偏らないように留意する。 ④ 個別銘柄に関する景品類の提供の表示の禁止 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 7. 円建外債（サムライ債） イ. 新発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 目論見書を提供する場所 ③ 「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④ 投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利率 ⑤ 利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑥ 発行価格 ⑦ 格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。 ⑧ 償還日 ⑨ カントリーリスク ⑩ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等）
---	---

(8) 外貨建外債（ショーゲン債）、二通貨建債券（デュアル債、逆デュアル債） ① 建て通貨（二通貨債券の場合は利金又は償還金の通貨を含む。）を表示する。 ② 利金又は償還金が外貨で支払われる場合は、その旨を表示する。 ③ 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。	⑪ 税制に関する表示 ⑫ 期中償還に関する表示 ⑬ 経過利子に関する事項 ⑭ 円建である旨の表示 (3) 留意事項 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ロ. 既発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 利率 ③ 償還日 ④ 既発債である旨の表示 ⑤ 投資元本割れのおそれがある旨 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利回り（税引後利回りを併記（法人向けの広告等の場合を除く。）） ⑤ 販売価格 ⑥ 格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。 ⑦ カントリーリスク ⑧ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨ 税制に関する表示 ⑩ 期中償還に関する表示 ⑪ 経過利子に関する事項 ⑫ 円建である旨の表示 ⑬ 自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 8. 外貨建外債（ショーゲン債）、二通貨建債券（デュアル債、逆デュアル債） イ. 新発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄
--	---

※特に払込が円貨で、償還が外貨となる場合は為替変動による損失の可能性についてわかりやすく表示すること。 ※発行者が国等であっても、「安全」「確実」等の表示は行わない。(←記載するか要検討)	② 目論見書を提供する場所 ③ 「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言 ④ 投資元本割れのおそれがある旨 ⑤ 為替リスク (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利率 ⑤ 利回り ⑥ 利回りが税引前のものである旨（法人向けの広告等の場合を除く。） ⑦ 発行価格 ⑧ 格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付に関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。 ⑨ 償還日 ⑩ 建て通貨（二通貨債券の場合は利金又は償還金の通貨を含む。）の表示 ⑪ 利金又は償還金が外貨で支払われる場合は、その旨の表示 ⑫ カントリーリスク ⑬ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑭ 税制に関する表示 ⑮ 期中償還に関する表示 ⑯ 経過利子に関する事項 (3) 留意事項 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない □. 既発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 利率 ③ 償還日 ④ 既発債である旨の表示 ⑤ 投資元本割れのおそれがある旨 ⑥ 建て通貨（二通貨債券の場合は利金又は償還金の通貨を含む。）の表示
--	---

(9) 外国債券 ① 外貨ベースの利回り（税引前又は税引後のものである旨を併記）を表示する。 ※円ベース利回りを表示する場合は、使用した為替の条件等計算根拠を明示する。 ② 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※発行者が国等であっても、「安全」「確実」等の表示は行わない。（←記載するか要検討）	⑦ 利金又は償還金が外貨で支払われる場合は、その旨の表示 ⑧ 為替リスク (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利回り ⑤ 利回りが税引前のものである旨（法人向けの広告等の場合を除く。） ⑥ 販売価格 ⑦ 格付（格付機関名も明記） （注）目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。 ⑧ カントリーリスク ⑨ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑩ 税制に関する表示 ⑪ 期中償還に関する表示 ⑫ 経過利子に関する事項 ⑬ 自社の販売条件を表示する場合には、○月○日現在の自社の条件である旨 9. 外国債券 イ. 国内において募集又は売出しが行われる債券 (1) 必要表示事項 ① 銘柄（回号） ② 目論見書を提供する場所（作成されている場合） ③ 「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言（作成されている場合） ④ 投資元本割れのおそれがある旨 ⑤ 為替リスク （表示例） 「為替変動により円による手取り利回り、売却代金、償還金変動する。」 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 利率 ⑤ 外貨ベース利回り（税引前又は税引後のものである旨を併記）
--	--

	(注) 円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠を明示する。 ⑥ 発行価格又は売出価格 ⑦ 格付（格付機関名も明記）（目論見書に格付機関から付与された格付が記載されている場合） (注) 目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書 記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格 付を表示すること。 ⑧ 償還日 ⑨ 建て通貨の表示 ⑩ カントリーリスク ⑪ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑫ 償還差益、為替差益の税制に関する表示 ⑬ 本券が外国の保管機関で保管されている旨の表示 ⑭ 外国証券取引口座に関する表示 ⑮ 経過利子に関する事項 (3) 留意事項 債券の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない ロ. 国内において募集又は売出しが行われた既発債 (1) 必要表示事項 ① 銘柄 ② 利率 ③ 償還日 ④ 既発債である旨の表示 ⑤ 投資元本割れのおそれがある旨 ⑥ 建て通貨の表示 ⑦ 為替リスク (表示例) 「為替変動により円による手取り利回り、売却代金、償還金が変動する。」 (2) 表示することが望ましい事項 ① 利払日 ② 期間 ③ 申込単位 ④ 外貨ベースの利回り（税引前又は税引後のものである旨を併記） (注) 円ベース利回りを表示する場合は、計算根拠を明示する。 ⑤ 販売価格
--	---

(10) 仕組債 ① 商品の仕組（スキーム）についてわかりやすく表示する。 ※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。 ※特にロックイン条項が付されている場合は、ロックインが生じた場合と生じなかった場合の条件の変化について明確に表示する。 ② 初回利率を過度に強調した表示を行わない。 ※ステップダウン債や初回のみ固定利率、2 回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。 ③ 債券の名称に「元本確保型」の表示は行わない。 ④ 仕組債の元本の安全性について誤解を与える表示は行わない。 ※利率や利払い通貨が変動する債券に関して、償還が建て通貨ベースで 100%であることのみをもって、「元本確保型」や「元本安全」などの表示は行わない。また、一定の条件の下で元本確保となる場合は、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。 ⑤ 協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 2 条第 7 号に規定する店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に関して、「店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、説明すべき重要事項（平成 23 年 2 月 1 日「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方」参照）の表示を行った上で、当該確認書の確認事項と関連付けた表示（確認書の項番の明示等）を行う。 ※平成 22 年 5 月 14 日日本証券業協会通知「店頭デリバティブ取引等に関する確認書（参考様式）の作成について」を参照すること。 ※当該説明資料を用いて勧誘を行う場合は、顧客に投資勧誘規則第 6 条の 2 で規定する注意喚起文書が既に交付されていることを確認する必要がある。 ⑦ 中途換金ができない場合や、流動性が著しく乏しい場合は、その旨を明確に表示する。 ※中途換金に際して、別途解約料等が必要な場合は、その旨を併せて表示すること。	⑥ 格付（格付機関名も明記） (注) 目論見書に記載されている格付機関から付与された格付を表示すること。また、当該目論見書記載の格付けに関し、格付機関により格付が異なる場合は、評価の低い格付から最低 2 以上の格付を表示すること。 ⑦ カントリーリスク ⑧ 換金に関する事項（換金期日、換金申込み手続き等） ⑨ 償還差益、為替差益の税制に関する表示 ⑩ 本券が外国の保管機関で保管されている旨の表示 ⑪ 外国証券取引口座に関する表示 ⑫ 経過利子に関する事項 ⑬ 自社の販売条件を表示する場合には、〇月〇日現在の自社の条件である旨 (新設)
--	---

(新設)

(11) 私募債、私売出し債

- ① 私募債や私売出し債については、新発債・既発債の表示事項及び留意事項を参考にして、各社において対応するものとする。
- ② 個別銘柄の表示を行う場合は、50 名以上に対する勧誘（募集・売出し）とならないよう、ナンバリングを行う等の工夫を行うことが望ましい。
- ③ 譲渡制限の内容（適格機関投資家限定、一括転売制限、額面分割制限等）を明確に表示する。